

株式会社 文化タクシー

介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社文化タクシー（以下、「法人」という。）就業規則に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算に基づき、法人の職員等に対し介護職員等特定処遇改善加算の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、介護職員等特定処遇改善加算の支給対象の介護職員を対象とする。

(支給額)

第3条 介護職員等特定処遇改善加算の支給は、介護職員等特定処遇改善加算の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する。

2 支給額については、介護職員等特定処遇改善加算の交付見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

(月次の支給)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算の支給は、毎月の給与支給日に手当として給与に上乘せして支給する場合がある。

(一時金の支給)

第5条 介護職員等特定処遇改善加算の一部を、一時金として支給する場合がある。

(在籍の限定)

第6条 介護職員等特定処遇改善加算の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。